

柏市在宅リハビリテーション連絡会 会則

(名称)

第1条 この連絡会は、柏市在宅リハビリテーション連絡会と称す（以下、本会という）。

(事務所)

第2条 本会の事務所を会長の事業所に置く。

(目的)

第3条 本会は、リハビリテーションに関わる専門職の連携・情報交換、及び研修等により、資質の向上を図り、地域における医療・保健・福祉の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の活動を行う。

- (1) リハビリテーションに関わる情報交換、研修会の開催
- (2) リハビリテーションに関わるネットワークづくりの支援
- (3) リハビリテーションの普及啓発、及び質の向上に向けた活動
- (4) リハビリテーションの実態調査及び情報提供
- (5) リハビリテーションに関わる研究活動
- (6) その他、連絡会の目的達成のための必要な諸活動

(構成員)

第5条 連絡会の会員は、本会の目的に賛同する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとするときには、所定の入会申込書に必要事項を記入し会長に提出しなければならない。

2 年度ごとに継続（更新）手続きを必要とする。

(会費等)

第7条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う。

2 年会費は個人会員 1,000 円、法人会員 10,000 円とする。

3 研修会等を実施するにあたり、必要な経費が生じたときは別途徴収する。

4 本会の資産は、理事会の決議を経て、会長がこれを管理する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(退会)

第9条 会員から退会の申し入れがあった場合は、退会とする。

2 退会した場合、年会費の払い戻しはしないものとする。

3 会費を6ヶ月以上納入しないとき。

(役員の種類及び定数)

第10条 本会は次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 理事 若干名以内

(4) 会計 1名

(5) 会計監査 1名

(役員を選任)

第11条 会長及び会計監査は総会において選任されるものとする。

2 副会長・理事・会計は総会において会長より選任される。

(役員職務)

第12条 理事は次の会務を行う。

(1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長代行とし、会長を補佐する。

(3) 理事は理事会を構成し、会務を実行する。又、理事は会計を兼任できる。

(4) 会計は本会の会費及び経費の管理を行う。

(5) 会計監査は連絡会の会計に対して監査する。

(理事の任務)

第13条 理事の任期は、次年度の総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した役員の前任者の補欠として選任された者の任期は、前任者の残留期間と同一とする。

(機関・議決)

第14条 この会の議決を行う機関として、総会及び理事会をおく。

2 総会は会員で構成し、会員総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議決を決する。

(1) 法人会員は、1法人につき1票とする。

3 総会は会長が招集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

(1) 年度事業計画及び予算

(2) 年度事業報告及び決算の承認

(3) 役員を選任

(4) 本会の解散、合併に関する事項

(5) その他、本会の運営に関する重要事項

- 4 理事会は会長が招集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。
- 5 理事会は理事の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

(収支予算・収支決算等)

- 第15条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。
- 2 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、翌年度に繰り越すものとする。

(細則)

- 第16条 この会則に定めない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、理事会が定める。

(雑則)

- 第17条 この会則は平成24年6月20日から施行する。
- 2 平成25年6月19日 会則一部変更、追加。
 - 3 平成26年6月4日 会則一部変更
 - 4 平成30年6月6日 会則一部変更
 - 5 令和5年5月15日 会則一部変更・追加